

現 場 説 明 書

1 業 務 名 横須賀市立万代会館耐震診断業務委託
2 監 督 員 都市部 公共建築課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初 年 度 (年度)	— %	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第 2 年 度 (年度)	— %	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第 3 年 度 (年度)	— %	支払限度額 ・ 委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ア 委託代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| イ 工程表 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| ウ 着手届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下請負者届 | 下請負を発注の都度、提出すること。 |

力 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業務委託仕様書

業務名	横須賀市立万代会館耐震診断業務委託
施行場所	横須賀市津久井2丁目15番33号
履行期間	平成31年3月15日
委託概要	本業務は、横須賀市立万代会館耐震診断業務を委託するものである。
委託仕様	別紙「耐震診断委託要領」による
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。・設計書の質疑は、本市の解釈による。

耐震診断委託要領

1 目的

この委託要領は、横須賀市の公共建築物の耐震診断を適切に行うこととする。

2 耐震診断基準

本委託業務の目的である耐震性の診断は、次の基準を用いて実施することとし、耐震診断に適用する基準について、市の承諾を得ることとする。

(1) 横須賀市立万代会館

● 「木造住宅の耐震診断と補強方法」

2012年改訂版 一般財団法人 日本建築防災協会

● 重要文化財（建造物）耐震診断指針

「重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定について（通知）」（平成11年4月8日 庁保建第149号 文化庁文化財保護部長通知）において示した指針の改訂版 平成24年6月21日 改正

3 委託業務内容

耐震診断の業務内容は、別に定める耐震診断委託仕様書のとおりとする。

4 耐震診断実施施設

次に定める施設とし、耐震診断を実施した部分ごとに提出図書をまとめる。

施設名 横須賀市立万代会館

所在地 横須賀市津久井2丁目15番33号

構造・階数 木造平家

延べ面積 213.91m²

建設年度 昭和12年度以前

5 実施計画書

受託者は、委託契約後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画書を市に提出し、承諾を受けなければならない。

なお、現地調査に当っては、必ず施設管理者の了解のもとに行うこと。

(1) 主たる調査場所、方法、使用機器及び使用材料

(2) 実施工程表

(3) 主任技術者には一級建築士取得後2年以上の耐震診断実務経験者で次のいずれかの者を配置し、当該要件に該当することを示す一級建築士免許証の写し、経歴書及び次のいずれかの要件に該当することを示す書類（全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体が「耐震判定委員会 登録要綱」に基づいて登録した判定委員会（以下、耐震判定委員会という。）委員名簿の写

し又は耐震判定委員会から交付される評価書の写し等)を提出することとし、構造計算を行う作業スタッフ(一级建築士で監督員の承諾を得たものとする。)にあっては、その氏名、業務経歴、一级建築士免許証の写しを事前に提出し承諾を受けること。

・木造建築物の耐震診断で日本建築防災協会「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法2による限界耐力計算による方法、保有水平耐力計算による方法又は「重要文化財(建造物)耐震診断指針」による等価線形化法により実施し、耐震判定委員会の評価を取得した実績のある一级建築士

・木造を対象建築物としている耐震判定委員会の委員である一级建築士

(4) その他必要な事項

6 調査資料等の貸与

本市は、受託者が業務を行うにあたって必要とする資料を提供するものとし、受託者はその資料の管理については充分注意する。

7 委託業務実施報告書

報告書の作成に当っては、調査内容の統一性、整合性を保ち、報告内容をまとめ、別紙1により提出するものとする。

8 受託者の心得

受託者は、重大な判断に関わる重要な立場にあることを自覚し、常に公正な態度を保たねばならない。また本件の実施により知り得た情報を本市の承諾なしに他に漏らしてはならない。

9 その他

- 1) 受託者は、本業務を一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2) 協力事務所、下請負業者を使用する場合には下請負者届により提出する。
- 3) 受託者が下請負者を使用しない場合は直営業務届により提出する。
- 4) 判定委員会手数料(¥972,000)は受託者の負担とする。

10 協議等

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別紙 1

耐震診断委託業務実施報告書

(■：提出図書を示す)

施設名 横須賀市立万代会館

	名 称	様 式	部 数	備 考
■	実施計画書	A4	2	正本・副本の2部を提出し、1部を受託者に返却
■	耐震診断結果報告書 ■ 現地調査 ■ 地盤調査 ■ 既存建築物の耐震診断 ■ 既存建築物を存続する上で必要となる検討事項についての考察（手法や工法等の提案（費用比較を含む）及び耐震補強設計業務委託費の算出を含む）	A4	3	黒表紙、金文字 製本（構造計算上の棟ごとに作成する。） (注 1) (注 2) (注 2)
■	耐震診断入力データ・出力データ	A4	3	(注 3)
■	耐震判定委員会診断評価書写	A4	1	

注 1 提出物は、1冊にまとめて提出も可とする。

耐震診断結果報告書は、電子データで作成し PDF ファイルに変換したものを併せて提出すること。

注 2 既存建築物の耐震診断の速報値及び耐震補強設計業務委託費を算出し平成 29 年 9 月上旬までに報告すること。

注 3 入力・出力データは CD 等の記録媒体で提出する事により、1部とすることができる。※ファイル形式、媒体は別途、監督員と協議する。

耐震診断委託仕様書

耐震診断委託要領 3 における委託業務仕様は、次のとおりとする。

本耐震診断委託の業務内容は次のとおりとする。

1 現地調査

構造部材などを直接目視して、構造部材の有無や劣化状況を調査・確認したうえで、診断することを原則とし、調査内容について監督員の承諾を得ることとする。

現況建物調査中、重要な工程及び建物全景を写真撮影し記録する。

写真は、撮影年月日、撮影場所、撮影内容等簡単な説明を黒板に記載し、撮影すること。

提出写真は、カラー写真各 3 部（プリントサイズはサービス版）、又は、デジタルカメラでのカラー印刷各 3 部。

2 地盤調査

次に定める地盤調査を実施すること。

原則として、スウェーデン式サウンディング試験 5 か所、ハンドオーガーボーリング 1 か所とし、調査位置、貫入長さ等については監督員の承諾を得ることとする。

3 既存建築物の耐震診断

委託対象建築物は、別添 1 階平面図に記載の通りとし、構造計算上 3 棟として耐震診断を行う。

原則として、一般財団法人 日本建築防災協会「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法 2 による限界耐力計算による方法、保有水平耐力計算による方法又は「重要文化財（建造物）耐震診断指針」による等価線形化法とし、市の承諾を得た方法によることとする。

4 既存建築物を存続する上で必要となる検討事項についての考察

耐震診断結果、現地調査及び地盤調査に伴い、受託者が横須賀市に対して既存建築物の保存を前提として考えられる手法や工法等の検討事項についての考察を報告することとする。

5 報告書作成

診断、調査結果を整理し、A4 製本にて報告書を作成する。

その際、調査結果については、調査個所を記載した図面を別途作成し、報告書に添付する。

6 耐震診断評価書の取得

本業務委託の診断結果について、公的機関等による評価を取得する必要があり、診

断内容、提出書類等については上記機関と調整して作成する。

当面、上記機関としてはミーズ設計連合内の横須賀耐震研究会「耐震判定委員会」とする。

7 上部構造耐力の評価

対象建築物の上部構造耐力の評点は各階各方向について算出することとし、電算処理耐震診断プログラム等のプログラムを使用する場合は、市の承諾を得ること。

8 調査結果整理

現地調査結果・地盤調査結果を整理する。